

別紙様式第14号（第103条関係）（平15内府令18・一部改正、平18内府令49・旧別紙様式第12号繰下・一部改正、平24内府令46・平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者（郵便番号 ）
住 所
電話番号（ ） —
商 号
代表者の
氏 名
届出事務
担当者名
電話番号（ ） —

特定目的信託契約届出書

資産の流動化に関する法律第225条第1項の規定により、特定目的信託契約締結の届出を提出します。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（第2面）

受 理 番 号	財務（支）局長（ ）第 号（年 月 日）	
1. 商号 (ふりがな)		
2. 代表者の氏名 (ふりがな)		
3. 本店の所在地	(郵便番号) 電話番号（ ） —	
4. 役 員		
氏名 (ふりがな)	役 職 名	住 所

--	--	--

(記載上の注意)

1. 「受理番号」は、記載しないこと。
2. 「商号」は、特定目的信託受託会社の商号を記載すること。
3. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときは、括弧書で付記することができる。
4. 銀行その他の金融機関のうち、金融機関の信託業務の兼営に関する法律第1条第1項の規定及び金融機関の信託業務の兼営に関する法律施行規則第1条第1項の規定による認可申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
5. 信託業を営む者等のうち、信託業法第4条第1項、第8条第1項（同法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は同法第12条第1項若しくは第2項（同法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
6. 「本店の所在地」は、商業登記簿上の本店の所在地を記載すること。
7. 「役員」は、代表者の他特定目的信託契約締結に基づく業務の担当部署を担当する取締役又は執行役について記載すること。
8. 役員について記載しきれないときは、別途この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。